

越前町議会・令和8年6月定例会一般質問【笠原 秀樹議員】

(令和8年6月9日 午後3時39分 開始)

○6番(笠原秀樹君) 初めに、朝日小学校で教頭を務められておられましたタニモトコウジ先生が亡くなりました。52歳という若さで、ご家族の悲しみはいかほどかとお察しをするところでございます。孫から、腰が悪くて入院しているんですよという話は聞いていたのですが、先生から亡くなられたという話を聞いたとき、子どもたち全員が涙を流したそうです。

ご葬儀は5月13日でございます、ちょうど小学校ではマラソン大会が行われました。私も孫の応援に行きましたのですが、孫から最後のお別れに小学校へ霊柩車がみえるということを知っていたので、帰らずに私もお見送りをさせていただきます。

社会科を担当されておられまして、誰からも好かれた優しい先生だったとお聞きをしています。あれは残された中学生のお嬢さんでしょうか、霊柩車の助手席で遺影を持っておられて、子どもたちが並んでいるところで、みんなよく見えるように窓を開けて先生の遺影を見せておられたと。みんな泣きながら手を合わせて送ったということでございます。ここからご冥福をお祈りしたいと思います。

質問に入らせていただきます。

公募型プロポーザル方式についてお尋ねをいたします。

決して先日行われました件について異議を申し上げたりすることではございませんので、今後もあるかとも思いますので、提案も含めましてご質問をいたします。

越前町では、こどもの遊び場設備設計について先日プロポーザルが行われました。その結果、町外の業者が当選となりました。既に発表のあったとおりでございます。

そこで質問させていただきますが、この件について、発注者は当然越前町だと思いますが、これに間違いはございませんでしょうか。

○議長(藤野菊信君) 民生理事。

○民生理事(臥龍岡尊哉君) 民生理事、臥龍岡です。

それでは、笠原議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、越前町こどもの遊び場整備工事に係る設計業務の発注者は越前町でございます。

○議長(藤野菊信君) 笠原秀樹君。

○6番(笠原秀樹君) それでは、いろいろと厳しい、これは参加するには条件とか資格があったと思います。お聞かせをいただきます。

○議長(藤野菊信君) 民生理事。

○民生理事(臥龍岡尊哉君) 民生理事、臥龍岡です。

それでは、ご質問にお答えします。

プロポーザル方式には、広く、多くの事業者から提案を募る公募型と発注者が選定する限られた事業者から提案を募る指名型とがございますが、今回はプロポーザル方式の競争性及び公平性を高める観点から公募型とさせていただきます。

参加資格につきましては、越前町こどもの遊び場整備工事設計プロポーザル実施要項に次のとおり条件を定めております。

1点目に、参加表明書提出時点において、令和7、8年度越前町建設工事等競争

入札参加資格者名簿、建築コンサルタントに登載されている者で、福井県内に本社、支社、支店、営業所のいずれかを有すること。

2点目に、建築士法の規定に基づく1級建築士事務所登録を受けていること。

3点目に、平成17年4月以降に遊戯施設、保育施設または体育施設の新築、増築または大規模改修に係る設計業務を元請として請け負い、かつ履行完了した実績を有すること。

4点目に、参加者が越前町内に本社を有しない場合は、遊具取扱い業者及び町内建築事務所を協力会社として加えること。参加者が越前町内に本社を有する場合は遊具取扱い業者を加えること。

5点目に、産伽及び協力事業所は、本事業を適切に実施できる技術、知識、能力、実績、信用等を備えるとともに、指名停止または指名除外期間中でないこと。国税及び地方税を滞納していないこと。遊具取扱い協力事業所は、平成17年4月以降に公共施設に遊具設置納入実績を有すること。公園施設製品安全管理士の資格を有する技術者またはこれと同等以上の者を配置することができることなどと定めております。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 厳しい条件がありました。

それで、参加者が決定をされまして審査会が行われました。

委員の選任についてはどんな選び方をされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、ご質問にお答えします。

審査会の委員選任につきましては、こどもの遊び場整備事業を先行して実施している県内の他自治体及び当町における過去のプロポーザル業務の審査会を参考に、越前町こどもの遊び場整備工事設計プロポーザル審査委員会設置要項を制定いたしました。

外部の有識者を一定数以上入れることで第三者的な視点を確保するため、自治体職員のみで構成せず、子どもの発達段階に応じた遊びの重要性を理解している大学教授、設計に関する専門知識を有する者、地域住民や子育て世代の代表などから選定をしており、学識経験者2人、住民代表1人、保護者代表2人、関係機関4人、計9人の委員構成となりました。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 当然委員会ですので委員長がおられたと思いますが、委員長の選任についてはどのように決定をされたのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えいたします。

委員長の選任につきましては、令和7年10月27日に開催をしました第1回越前町こどもの遊び場整備工事設計プロポーザル審査委員会において、委員の互選により委員長を選出しております。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 委員さんの中には、ほとんどが越前町の方だったと思いますが、選任されました委員長は本当に越前町のことをよく知っておられて、またその人でなければならない理由、あるいは県からこの人という指示があったのかどうか

お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、ご質問にお答えいたします。

委員長に選任された方は、平成24年から令和3年まで町内保育所の保育カウンセラーをされたほか、平成25年から現在まで、越前町子ども・子育て会議の委員として、子ども・子育て支援事業計画やこども計画の策定に参画をいただいております。

また、保育所・児童館運営検討委員会委員や手話言語条例検討委員なども歴任されたほか、昨年度策定いたしましたこどもの遊び場整備基本計画の策定委員としてもご尽力をいただいております。越前町の保育や教育、子育て支援や障害者福祉行政について深くご理解をされている方で、県からの指示による人選ではございません。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） よく越前町のことも分かっておられるということで安心をしておりますが、当然報酬を支払われたと思いますが、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えいたします。

委員長の報酬につきましては、1回の審査会開催につき1万5,000円で、審査会を2回開催いたしましたので3万円を支給しております。

委員長の報酬額につきましては、文化的景観保存活用委員会委員謝礼や地域公共交通活性化協議会委員謝礼における大学教授等の金額を参考とさせていただいております。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 例えばですが、外部の人ではなくて町長、あるいは副町長、ここが本当に一番本町のことを知っているという思いがありますので最適任じゃないかと私は思うのですが、当然報酬も支払う必要がないのではないかなと思うのですけれども、そのなれない理由は何かありますかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えいたします。

プロポーザル方式は、複数の提案者から最適な事業者を選定する方式でございます。そのため審査の中立性及び公平性を確保する観点から、発注者から独立した学識経験者など、第三者が委員長となるのが一般的であると考えております。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） これは当然地元の設計事務所さんと、そしてから当然町外の事務所さんが参加をされておられました。参加者が町外の業者の場合、協力事務所として町内の業者を加えることの方がよかったと思いますが、それは当然満たされたのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えいたします。

プロポーザル実施要項では、町外業者の参加を認めつつ地域経済の活性化と地元

業者の育成の観点から、協力事務所として町内業者を加えることを条件といたしました。

参加を希望する業者からは、参加表明書、会社概要書、業務実績確認書、協力事業所確認書、業務実施体制確認書、納税証明書、1級建築士事務所登録証明の写しをご提出いただき、協力事務所の役割や体制が明確に記載されているのかを審査し、応募があった参加者の条件が満たされていることを確認しております。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） いろいろな証明書が必要だったと思いますが、納税証明書、本当は越前町内に納税してあるかどうかというのをつけるととんでもないことになるかとは思いますが、そこでプレゼンテーションが行われております。

選定の結果、町外のグループに決定という報告を受けております。協力事務所として選ばれた方は当然プレゼンテーションに参加されているのではないかなと思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、お答えいたします。

今回、契約候補者に選ばれました業者によるプレゼンテーションの際には、協力事業者の遊具取扱い業者は同席しておりましたが、協力事業者の町内建築事務所は参加しておりません。プロポーザル実施要項では、プレゼンテーションの時間や使用する設備等について規定してございますが、出席者については4人以内とする規定のみであり、協力事務所を同席させるかどうかは代表企業の判断によります。

なお、協力事務所の役割や体制につきましては提出書類により確認をしており、今後の業務履行の中でも適切に確認をしております。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 業務に当たって適切に確認をしておりますというお話でございますので、必ずチェックをしていただきたいと思います。

次に、プレゼンテーションから業者選定までのプロセスがあると思いますが、明確にこれは公表すべきだと思いますが、もし公表できないのであれば、この理由は何なのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 民生理事。

○民生理事（臥龍岡尊哉君） 民生理事、臥龍岡です。

それでは、ご質問にお答えします。

プロポーザル実施要項において、審査結果の通知、公表につきましては、1点目に、審査結果は提案者に通知する。2点目に、結果通知の際、他の提案者の名称及び提案内容は公表しない、3点目に、契約候補者の審査結果は本町ホームページで公表する。なお、審査の内容及び経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては受け付けないことを明記してございます。

これは、提案内容には事業者の技術上、営業上の情報が含まれることから、全てを公表することについては慎重に取り扱う必要があるためであります。また、審査内容の詳細を公表することにより、今後の提案参加に影響が生じる可能性もあることから、県内の他の自治体におけるプロポーザル要項においても同様の規定を確認しております。

今回の審査結果につきましては、ホームページに契約候補者、審査の経過、契約候補者選定理由を掲載いたしました。また、今回参加された事業者にはそれぞれ

結果を通知し、審査結果と審査委員会公表についても通知をしております。

今後、プロポーザルにより業務を行う場合は、公表できる情報の範囲や方法につきまして、他の自治体の事例も参考にしながら検討してまいりたいと思います。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 審査の結果は通知をして納得いただいていると思いますので、私も理解はいたしますが、これがプラスになるように、ひとつ事例をきちっと検討していただきたいと思います。

プロポーザルを行う場合のマニュアルはあるのでしょうか。ないのであれば、マニュアルの策定が必要と思われませんが、どうお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

それでは、ご質問にお答えします。

現在、本町では、マニュアルやガイドラインといったものは策定しておりません。

議員ご指摘のマニュアルの策定につきましては、県内地自治体で策定しているガイドラインのほか、国や県の動向も参考にしながら本町の実績、課題等を整理した上で、ガイドラインとして整備することの必要性及び内容等について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） いろいろほかの市町も含めて、随分越前町としても、それに沿って決めてこられたんだと思いますが、私も今日までの長い議員生活の中で、何人かの町長と町政発展のために努力をしてきたつもりでございますが、ある町長の中で、その人は、やはり地元の事業者さん、企業さんに頑張ってもらって、そして地元の企業を育てて、頑張ってもらって仕事を取っていただいて町に税金を納めてほしいという考えで、私はやってきましたという町長もおられました。

地元業者も、今大変厳しい状況にあると思います。地域貢献や郷土愛の気持ちが大切かと思いますが、ここでこれに対して町長の思いをお聞かせ願います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 町長、高田。

それでは、ご質問にお答えいたします。

本町が実施するプロポーザルにつきましては、公平性と透明性を確保しつつ、事業の目的に最も優れた提案を蘭亭することが重要であると考えております。その上で、地域経済の活性化や雇用の維持という観点から、可能な限り町内事業者にも参加していただけるよう、公募情報の周知方法の工夫や募集要件の設定において過度な制約とならないよう配慮してまいりたいと考えております。

町内事業者の受注機会の確保は、地域経済の循環や雇用の維持にもつながるものと認識しております。一方で、このプロポーザルにおける発注先の選定は、業務の専門性や提案内容、価格等を総合的に評価して行う必要があると考えております。

今後につきましても、適正な競争性が確保できる範囲で地元事業者が参画しやすい環境づくりに努めるとともに、公正な競争の確保と地元事業者の育成、受注機会の拡大との両立を図りながら、最適な事業者の選定に努めてまいります。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 今、町長の答弁を、思いを聞かせていただきました。

実は私も地元の業者さんが書いた図面と、そして当選になりました方の図面、両方とも見させていただきました。越前町の特色を生かしたと、いろんな条件が町から事業者に対して申入れがあったとおりに、素晴らしい絵だったと私は思うんです。

ですから、審査員の中にもどっちとも言い難いと思ったという、審査員の皆さんの中にもおられたということも私は聞いていますが、例えば町内の事業者が受注することによって税金を本町に納めていただく、町の税収にもつながると、私はそういう思いで今ここに立っていますので、これはやっぱり何のためのプロポーザルの選定委員会やと言われるかもしれませんが、そんなに差がなかったのでしたら、やっぱり町長、副町長、理事さんの判断で、少しでも町内の業者さんに仕事ができるように、そういうことはできなかったのかなという思いも持っています。

これからもひとつ、町長、地域を愛していただいて、地元の業者を育てるということも念頭に置いていただいて、事業を進めていただきたいなという思いは持っています。

それから、当然、私はこの子どもの遊び場広場が、いつまでも子どもたちが使って飽きない、そういう施設になってほしいという思いを持っておるからでございます。この間も新聞にも載っていましたが、ほかの町外からの遊びに来る人が多くて地元の子どもたちが遊べないと、何かそういうような町もあったと聞いていますので、そんなこともないように、ひとつ本当に越前町のこれからの子どもさんが親と一緒に楽しく過ごせる施設になっていただくようにという思いでありますので、理事者の方にもよろしくお願いをいたします。

次に、自己負担率の見直しについて質問をいたします。

今、町内に、例えば災害が起きて直さなければならないこと、あるいは大きな事業を抱えて町にお願いすること、いろんな事業があるかと思えます。農業に限らず全ての事業がありますが、負担を要する事業は当然幾つかあると思えますが、主なものは国や県などが行う事業に対する地元負担金と、地元が主体となって実施する事業において補助金では賄えない分を地元で負担する費用に区分して分けると、どのようなものがありますのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

それでは、お答えいたします。

まず、国や県などが行う事業に対する地元負担金につきましては、受益者負担金として事業に応じて負担率が定められています。主な事業としては、林道整備事業では5%から20%、治山事業では25%から50%、急傾斜地崩壊対策事業では2.5%から50%などとなっております。

次に、地元が主体となって実施する事業の負担につきましては、町の補助制度を活用した場合、補助金で賄える分をご負担いただくこととなります。主なものとして、ごみステーション設置事業、バス待合所施設整備事業などがあり、これについては補助額の残りが地元負担となります。補助事業にはそれぞれ補助限度額がありますが、負担割合はおおむね2分の1から3分の1程度となっております。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） いろんな事業のある中で、土地改良事業、これについてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木でございます。

それでは、お答えをいたします。

土地改良事業の受益者負担率につきましては、事業の種類や施工主体により異なりますが、代表的な事業で申し上げますと、県営事業の場合、受益者負担率は5%、県単土地改良事業の場合、受益者負担率は10%、町単独事業の場合、受益者負担率は30%となっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） さきの町長の提案理由の説明の中に、農地費の中で田中地区の揚水機場の電気設備、これに対する計上をお聞きしました。非常にありがたいことでお礼を申し上げますが、今、あそこの点検を、調査をしていただきましたところ、約3億1,000万という見積りが出ております。この頃、農業離れといましようか、田中も法人組織でやっていますが、田んぼがあまりもうからないものですから、だんだんと担い手が不足してきています。今、田中地区の場合、3億1,000万となりますと、受益者負担は3,000万超えるんじゃないかなと思います。

そういうことで、今お聞きしました事実によりまして1,500万を超えるということで、非常に厳しい状況でございます。これは少しでも負担率の減少にならないものかなと思いますが、これについて、できるのかできないのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木でございます。

それでは、お答えをいたします。

県が予定しております機関水利施設ストックマネジメント事業における田中地区揚水機場の場合、受益者負担率は5%となります。なお、残りの負担内訳は国費50%、県費25%、町費が20%となっております。今の中ではこのような割合で決まっているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） それでは、もう一つお尋ねいたしますが、各地区に集落改善センターがあります。これは整備すると、これは今大変な状態の中で、人口が少なくなっている中でこれも厳しいと思いますが、これについてはどうなっているのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

それでは、お答えいたします。

越前町集会施設等建設補助金交付要項に基づき、新築及び増改築の場合は、補助対象経費が500万円以上のものに対し2分の1以内の補助金を交付するため、地元負担は残りの2分の1となります。なお、補助限度額は1,000万円となっております。また、修繕につきましても、補助対象経費が100万円以上を要したのに対し2分の1以内の補助金を交付するため、地元負担は同じく残りの2分の1となります。ただし、補助限度額は75万円となっております。

なお、この条件は1つの集落が申請した場合であり、2集落以上で新築する場合は申請時の世帯数に応じて5万円を乗じた額を増額して補助いたします。なお、

補助対象経費は1,000万円以上で、補助限度額は1,500万円となっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 非常に今の各集落の現状では、とてもじゃないが、単独で生活改善センターをとというようなことはとても無理やと思うんですよね。ですから、私もこれは無理な場合には、今、地域交流センターができましたので、ニジハコを利用しながら、各地区の皆さんがあそこで会議したり、集会したりするのもいいことじゃないかなという思いであります。

これらの要望も踏まえまして、私は国や県に対して強く要望していただくことをお願いしたいのですが、負担率を下げるということになりますと、当然これは町民の税金ですので、今度はほかのところに負担がかかることになるかとは思いますが、要望していただくことは可能なのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（高木剛彦君） 総務理事、高木です。

それでは、お答えいたします。

負担率の軽減につきましては、町単独での対応には限界があることから、これまでも国及び県に対して、その都度補助制度の拡充や負担軽減について要望を行ってきているところであります。

今後も引き続き関係機関への要望活動等を行い、住民の負担軽減につながるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 当然、厳しい状況にあります。これはよく理解はしますのですが、最後に町長に少し見直しのお考えがあるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 町長、高田。

それでは、お答えいたします。

現在、町の財政状況は依然として厳しい状況ではありますが、一方で、人口減少や高齢化により集落単位での負担が重くなっている実態も認識しております。

各種負担の在り方につきましては、住民負担の公平性及び持続可能な財政運営の観点から、制度ごとの利用状況や地域の実情も踏まえながら必要に応じて見直しを検討してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野菊信君） 笠原秀樹君。

○6番（笠原秀樹君） 当然、事業には必要性がない事業はないと思います。受益者負担の原則、これは当然だと思いますが、総合的に勘案しながらというお答えでございました。ぜひとも前に進めるような政策をこれからもお願いしたいと思いますが、願いがかなうならば、個別の物件について対応していただくことができるならば幸いですと思います。これは強くお願いをしておるところでございます。

また、農業にかかわらず、当然ほかの産業や事業においても、負担率を少しでも下げて少なくしてほしいという、今までにも要望があったことが僕は事実だと思いますので、どこの地域においても後継者不足、当然農業でも担い手不足、高齢化のため負担が厳しくなっているのはどちらにおいても同じだと、どの事業においても同じだと思います。今、各地区で法人化でやっていますが、その法人化を担う役員の皆さんも高齢化が進み、いつ、もう駄目になるかも分かり

ませんよというようなどこの集落もあると思います。

当然、私の地元においても厳しい中で続けていることは、もう村の人全部が知っていますのですが、今のポンプ場、35年以上が経過しましたので、毎日、朝スイッチを入れる役員の方が非常に苦勞しながら、だましだまし、今、運転を続けております。あれ壊れたら60丁ほどの田んぼが駄目になるという厳しい状況にありますので、負担率の5%というのは、本当にこれ以上、笠原さん、どうするのと言われるかもしれませんが、せめて、これは今3年計画でということになっていますが、たとえ何か月でも前倒しができるのであればという思いでおりますので、理事者におかれましても気持ちをご理解いただいて、今後お願いをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。終わります。

(午後4時21分 終了)